30人学級請願 本会議初趣旨採択

長年の運動の成果実現！

さいたま市では、市教組も参加している「30人学級を実現するさいたま市民の会」（代表　大畑佳司）が、30人学級にするための運動を進めてきました。さいたま市になる前から運動は始まり、現在まで続けてきています。今年で10年を迎えました。

毎年署名は続けられ、10年間の累計は、３５万４８７０筆になります。

さいたま市議会本会議で史上初の「30人学級請願」の趣旨採択がされました。

今年度の特徴

昨年7月に中央教育審議会が、「今後の学級編制および教職員定数の改善について」の提言を出し、翌8月、文部科学省が提言を受けて「教職員定数改善計画案」を出しました。

案では、来年度から8年計画で順次35人学級にするというものでした。しかしながら政府は現在小1のみ35人学級にする閣議決定をしました。

ここ数年「少人数指導を」から、「少人数学級へ」と社会の論調が変わってきています。さいたま市議会での動きは、こうした国の動きも反映されたのではないでしょうか。

本会議で趣旨採択

今年度は、昨年度継続審議になったことを受け、署名数を大きく増やそうと署名に取り組んできました。３万２８１１筆と２月議会に提出しました。

さいたま市議会本会議は2月1日に開かれました。「30人学級の請願署名」の審議がされ、賛成が自民党・共産党・みどりの風・無所属の議員2名で過半数を超え、趣旨採択されました。

反対は、民主党・公明党・さいたま未来の会でした。

賛成討論の中で自民党は「以前は反対していたが、少人数学級は時代の流れ。…市民の願いを聞くのが議員の役目だ。早急な実現は難しいが趣旨には賛成。」と発言しました。

大きな一歩

趣旨採択とはいえ、さいたま市にとっては、大きな一歩です。

議案の審議は、文教委員会に一度はかられて、本会議にかけられます。

文教委員会には無所属の議員が参加していないこともあり、請願賛同を求める緊急要請書を「30人学級を実現するさいたま市民の会」として取り組み、２４１通のＦＡＸが集まり届けました。この取り組みも趣旨採択へ向けてのとりくみとして効果が出たのではないでしょうか。

趣旨採択とは…

請願の願意については十分に理解できるが、財政事情等から当分の間は願意を実現することが困難な場合などに「趣旨には賛成である」という意味の議会の意思決定をいう。

編集・発行/
さいたま市
教職員組合
〒330-0843
さいたま市大宮区
吉敷町4-93-5
大宮教育会館2F
TEL 641-6763
FAX 648-3567
2011.2.24(木)
No.180

病休者なくすために

労働安全衛生法の活用を

'９５年から教職員にも適用

労働安全衛生法（労安法）は、行政取締の法律です。１９９５年から教職員にも適用されることになりました。法的に守られるのは、教職員です。教職員の安全と健康を確保すべきことを使用者（教育委員会）の義務としているわけです。

市教委に安全衛生規則を提案

今さいたま市教職員組合では、教育委員会が作成している労働安全衛生要綱が不十分であることから、教育委員会との話し合いを継続して行います。そしてよりよいものにと他の政令市の先駆的なものを参考に「要綱」を「規則」にするよう教育委員会に提案し、手渡しました。

さいたま市では、病休者が1月現在１４名。その内、精神疾患者が５名います。「教職員の安全と健康を確保」していかなければなりません。

朝早くからの出勤で、夜遅くまでの仕事をし、知らず知らずのうちに「長時間過密労働」で、健康を害しているのが実情ではないでしょうか。

厚労省通知で改善指導

厚労省通知（２００１年４月６日づけ基発３３９号）で、「労働時間の適切な把握のために使用者（教育委員会）が講ずべき措置に関する基準」があります。

現在さいたま市人事委員会は、さいたま市教育委員会に対して、その通知が適正に行われていないとして、「改善の指導」を行いました。２月末までに改善の報告を求めています。